

令和5年5月11日

経済産業大臣  
西村 康稔 殿

消費経済審議会

会長 小塙 莊一郎



特定商取引に関する法律施行令の一部改正について（答申）

令和5年4月28日付け20230417商第4号をもって当審議会に諮問のあった下記事項については、特定商取引に関する法律の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

記

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第61号）の施行に伴い、別添の案のとおり、特定商取引に関する法律第26条第1項第8号ニに規定する適用除外の対象として政令で定められている役務の提供に関し、特定商取引に関する法律施行令別表第2の改正を行うことについて。